

# 第 4 章 支援対策

4-1 被災者・被災事業者の支援	122
4-2 生活支援	124
4-3 住宅の再建	127
4-4 医療・介護サービス	130
4-5 子育て・就学支援	131
4-6 税金・保険料・水道料金	133
4-7 勤労者・事業者支援	136
4-8 農業支援	139
4-9 その他支援	142



# 第4章 支援対策

## 4-1 被災者・被災事業者の支援

### 1 震災総合窓口の設置

本市では、被災者・被災事業者を支援するために、3月14日から北会議室1階に臨時相談窓口を開設した。災害情報紙の発行や各種対応窓口の周知など、総合的な窓口から各種担当窓口への移行により、3月18日に臨時相談窓口を閉鎖した。

### 2 り災証明の発行

り災証明は、各種被災者生活支援制度を受ける場合、住家（居住のために使っている建物）の被害程度を証明するもので、被災者からの申し出により、住家の被害状況の調査を行い、確認した事実に基づき被害の程度を証明した。平成23年3月21日から平成24年1月31日の間受付を行い、証明書の交付件数は、12,168件であった。

#### ■ り災証明の発行件数

区分	件数
全壊	596
大規模半壊	233
半壊	2,201
一部損壊	9,138
合計	12,168

大崎市資料 平成25年11月1日現在

### 3 被災証明の発行

住家以外の建物や家財道具、門柱、門扉などの被害について、被災写真等に基づき被災証明書を発行した。平成23年3月21日から平成25年11月1日までの証明書の交付件数は、36,470件であった。

## 4 災害義援金の支給

東北地方太平洋沖地震発生直後より全国各地から寄せられた義援金を、市が発行するり災証明書で全壊・大規模半壊・半壊と判定された被災者などに支給した。平成23年5月9日から平成25年11月1日の期間の受付件数は3,448件であった。

### ■災害義援金の支給額

対象区分	大崎市	義援金受付団体 及び宮城県	合計
全壊	18万円	100万円	118万円
大規模半壊	9万円	75万円	84万円
半壊	9万円	50万円	59万円
母子・父子世帯	－	20万円	20万円
死亡者	18万円	100万円	118万円
震災孤児	－	50万円	50万円
災害障害見舞金対象者	－	10万円	10万円
重傷者	9万円	－	9万円
解雇又は内定取り消し	5万円	－	5万円

### ■災害義援金の支給状況

対象区分	市支給件数	義援金受付団体 及び県支給件数	支給額
全壊	571件	571件	713,750千円
大規模半壊	225件	225件	200,200千円
半壊	2,036件	2,036件	1,262,290千円
母子・父子世帯	－	73件	26,280千円
死亡者	17件	17件	22,950千円
災害孤児	－	0件	0千円
災害障害見舞金対象者	－	0件	0千円
重傷者	80件	－	7,200千円
解雇又は内定取り消し	446件	－	22,300千円
合計	3,375件	2,922件	2,254,970千円

大崎市資料 平成25年11月1日現在

## 5 災害弔慰金・災害障害見舞金の支給

東日本大震災による死亡者の遺族、行方不明者の家族に対して、災害弔慰金を支給した。また、東日本大震災により精神または身体に著しい障害を受けた市民に対して、障害見舞金を支給した。平成23年5月1日から平成25年11月1日の期間の受付件数は、災害弔慰金17件、災害障害見舞金1件であった。

### ■災害弔慰金・災害障害見舞金の支給額

項目	対象	支給額
災害弔慰金	死亡者が弔慰金を受けることができる者が生計を維持していた場合	500万円
	その他の場合	250万円
災害障害見舞金	身体障害者手帳1級、2級程度とし、当該障害者が生計を維持していた人の場合	250万円
	その他の場合	125万円

### ■災害弔慰金・災害障害見舞金の申請状況

項目	件数		支給額
災害弔慰金	生計維持者	12件	60,000千円
	その他	5件	12,500千円
	計	17件	72,500千円
災害障害見舞金	生計維持者	1件	2,500千円

大崎市資料 平成25年11月1日現在

## 4-2 生活支援

### 1 被災者生活再建支援制度・支援金の支給

生活の拠点となる借家、アパートなどの賃貸住宅を含む住家に甚大な被害を受けた場合、住家の世帯主に対し、住宅の被害程度に応じて「基礎支援金」を、さらに住宅の再建方法に応じて「加算支援金」を支給した。平成23年4月6日から平成25年11月1日の期間の受付件数は基礎支援金1,242件、加算支援金839件であった。

#### ■基礎支援金（住宅の被害程度に応じて支給する支援金）

住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

### ■加算支援金（住宅の再建方法に応じて支給する支援金）

住宅の再建方法	建築・購入	補修	賃貸 (公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円

※複数世帯の場合の支給額。1人世帯の場合は、それぞれの金額の4分の3となる。

### ■被災者生活再建支援制度の支給状況

項目	件数	支給額
基礎支援金	1,237件	1,109,625千円
加算支援金	830件	12,735千円

大崎市資料 平成25年11月1日現在

## 2 災害援護資金の貸付

東日本大震災により負傷または住居、家財の損害を受けた世帯を支援するため、生活の建て直しのための資金を貸し付けした。平成23年7月1日から平成25年11月1日の期間の受付件数は531件であった。

### ■対象者および貸付限度額

項目	対象	支給額
世帯主に1カ月以上の負傷がある場合	ア 当該負傷者のみ	150万円
	イ 家財の3分の1以上の損害	250万円
	ウ 住居の半壊・大規模半壊 ※特別な事情がある場合	270万円 (350万円)
	エ 住居の全壊	350万円
世帯主に1カ月以上の負傷がない場合	ア 家財の3分の1以上の損害	150万円
	イ 住居の半壊・大規模半壊 ※特別な事情がある場合	170万円 (250万円)
	ウ 住居の全壊	250万円
	※特別な事情がある場合	(350万円)

※特別な事情とは、被災した住居を立て直すにあたり、住居の残存部分を取り壊さなければならない場合など。

### ■融資の条件

貸付利率	連帯保証人をたてる場合 無利子 連帯保証人をたてない場合 年1.5%
据置利率	6年（※特別な事情がある場合8年）
償還期間	13年以内（据置期間を含む）

※特別な事情とは、被災して世帯主が死亡、住居が全壊、市民税非課税世帯など。

### ■災害義援資金の貸付状況

件数	貸付額
518 件	799,700 千円

大崎市資料 平成 25 年 11 月 1 日現在

### 3 生活復興支援資金による貸付

東日本大震災により被害を受けた低所得者世帯を対象に、目的に応じて資金を貸し付けした。平成 23 年 7 月 25 日から平成 25 年 11 月 1 日までの期間の受付件数は 11 件であった。

#### ■融資の内容

	一時生活支援費	生活再建費	住宅補修費
使途の目的	生活の復興のために必要となる当面の生活資金	住居の移転費、家財道具などの購入に必要な費用	住宅補修に必要な費用
限度額	20 万円 / 月 最長 6 カ月 ※ただし単身世帯の場合は 15 万 / 月	80 万円以内	250 万円以内
据置期間	最終貸付日から 2 年以内（無利子）		
返済期間	据置期間後 20 年以内（貸付金額に応じて設定）		
貸付利子	連帯保証人をたてた場合 無利子、 連帯保証人をたてない場合 年 1.5%		

#### ■生活復興支援資金による貸付の支給状況

件数	貸付額
6 件	4,064 千円

大崎市資料 平成 25 年 11 月 1 日現在

## 4-3 住宅の再建

### 1 住宅リフォーム助成事業

本市では、東日本大震災で災害救助法による住宅の応急修理等他の補助制度の適用を受けない被災住宅の復旧助成を行うため、「大崎市住宅リフォーム助成事業」の改正を行った。被災住宅の復旧工事や市民が所有し居住する住宅をバリアフリー工事、屋根の雨漏り修繕、外壁の補修工事などの住宅の安全性、耐久性および居住性を向上させるための住宅のリフォームを行う場合、その工事費用の10%（限度額20万円）を助成した。平成23年5月15日から平成25年10月31日の期間の受付件数は1,669件であった。申請件数の概ね6割が震災による復旧工事であった。

#### ■助成の要件

次の①～③の要件をすべて満たす工事

① 住宅リフォームに要する費用が10万円以上（消費税額を除く）の工事
② 住宅リフォームを施工する建設事業者は、宮城県内又は宮城県外であって本市と隣接する市若しくは町に本社機能を有する法人、または市内に住所がある個人事業者に限る。（東日本大震災の場合はこの要件を適用しない。）
③ 住宅リフォームが各年度末までに終了する工事

#### ■住宅リフォーム助成事業の交付決定状況

件数	貸付額
1,594 件	222,648 千円

大崎市資料 平成25年11月13日現在

### 2 住宅の応急修理

住宅応急修理制度は、東日本大震災の被害を受け、り災証明書により「全壊」「大規模半壊」または「半壊」した住宅を一定の範囲内で応急修理する場合、52万円を限度に市が修理を直接施工業者へ依頼する住宅応急修理制度を実施した。

平成23年4月1日から平成23年12月28日の期間の受付は719世帯、工事依頼件数は652件であった。（差は辞退等による。）

#### ■住宅の応急修理の実施状況

件数	貸付額
652 件	315,620 千円

大崎市資料 平成25年11月1日現在

### 3 木造住宅耐震診断助成事業

昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された三階建てまでの木造住宅の耐震診断を実施した。平成 23 年 5 月 1 日から平成 25 年 11 月 5 日の期間の受付件数は 190 件であった。

#### ■木造住宅耐震診断助成事業の申請状況

件数	貸付額
190 件	25,808 千円

大崎市資料 平成 25 年 11 月 5 日現在

### 4 木造住宅耐震改修工事助成事業

市で実施した耐震診断により作成した改修計画に基づき、改修工事または建て替えをする住宅について助成した。平成 23 年 5 月 1 日から平成 25 年 11 月 5 日の期間の受付件数は 40 件であった。

#### ■木造住宅耐震改修工事助成事業の申請状況

件数	貸付額
40 件	24,226 千円

大崎市資料 平成 25 年 11 月 5 日現在

### 5 危険ブロック塀等除去事業

災害に備え、危険ブロック塀などの除去費用に対して助成した。平成 23 年 5 月 1 日から平成 25 年 11 月 5 日の期間の受付件数は 75 件であった。

#### ■危険ブロック塀等除去事業の申請状況

件数	貸付額
75 件	7,230 千円

大崎市資料 平成 25 年 11 月 5 日現在



## 6 建築確認申請等手数料の免除

建築確認手数料は、建築主が建築物の着工に先立ってその建築内容を建築主事あてに申請（確認申請）し、その計画が建築基準法に適合するものであることの確認を受けるために支払うものである。今回の震災により滅失又は損壊した建築物の建築で、災害の発生した日から3年以内（平成23年3月11日から平成26年3月10日まで）に建築又は築造の工事に着手するものについて、その確認申請手数料等を減免した。

### ■建築確認申請等手数料免除申請実績

年度	確認申請関係	
	件数	金額
平成23年度	161件	2,631千円
平成24年度	238件	3,744千円
平成25年度	92件	1,506千円

大崎市資料 平成25年11月1日現在

## 7 損壊家屋解体処分事業

国庫補助金等を活用し、公費による被災家屋等の解体・撤去・処分を実施した。

### ■損壊家屋解体処分件数及び費用

（全体）

処分件数	処理費用
971件	3,120,854千円

大崎市資料 平成25年11月1日現在

（地域別）

古川	松山	三本木	鹿島台	岩出山	鳴子温泉	田尻
555	86	63	94	26	4	143

大崎市資料 平成25年11月1日現在

## 4-4 医療・介護サービス

### 1 医療機関等の一部負担金の免除

東日本大震災で被災した、国民健康保険または後期高齢者医療の被保険者が、医療機関等で支払う一部負担金等が免除された。

#### ■国民健康保険及び後期高齢者医療一部負担金等免除証明書の有効期間

一部負担金（原子力災害対策特別措置法の規定による避難者を除く）	平成 23 年 3 月 11 日～平成 25 年 3 月 31 日
原子力災害対策特別措置法の規定による避難者にかかる一部負担金	原子力災害対策特別措置法の規定による指示又は特定避難勧奨地点として特定のあった日～平成 27 年 2 月 28 日
入院時食事療養および生活療養にかかる標準負担額	平成 23 年 3 月 11 日～平成 24 年 2 月 28 日

#### ■国民健康保険及び後期高齢者医療一部負担金等免除証明書の交付状況

区 分	件数
国民健康保険一部負担金等免除証明書の交付	3,981 件
後期高齢者医療制度一部負担金等免除証明書の交付	1,871 件

大崎市資料 平成 25 年 11 月 1 日現在

### 2 介護保険サービス利用者負担の免除【免除証明の交付】

東日本大震災で被災し、介護保険の介護認定を受けている人で、震災により介護サービスなどの利用料の支払いが困難な場合は、支払いが免除された。平成 23 年 7 月 1 日から平成 25 年 7 月 1 日の期間の受付件数は 634 件で免除認定件数は 609 件であった。

#### ■免除期間

介護サービス利用料	平成 25 年 3 月 31 日まで
食費・居住費	平成 24 年 2 月 29 日まで

#### ■免除認定書の交付状況

件数	事業費
609 件	185,218 千円

大崎市資料 平成 25 年 11 月 1 日現在

### 3 特定健診受診料の免除

大崎市の国民健康保険に加入している人で、東日本大震災で被害を受けた人は、特定健康診査及び詳細健診の自己負担を免除した。平成23年5月31日から平成24年3月31日の期間の受付件数は245件であった。

#### ■特定健診受診料の免除の申請状況

件数	事業費
245件	299千円

大崎市資料 平成24年5月24日現在

## 4-5 子育て・就学支援

### 1 保育所保育料・放課後児童クラブ保育料の免除

東日本大震災で被害を受けた家庭の保育所保育料、放課後児童クラブ保育料を減免した。平成23年4月1日から平成24年3月31日の期間の受付件数は保育所保育料70件、放課後児童クラブ保育料15件であった。

#### ■保育料の減免の内容

対象者	区分	減免割合
児童が居住する住宅が半壊以上の損害を受けた場合	大規模半壊	10分の10
	半壊	10分の5
児童の保護者が死亡または、障害者になった場合	死亡した場合	10分の10
	障害者となった場合	10分の9

#### ■放課後児童クラブ保育料の減免の内容

対象者	区分	減免割合
児童が居住する住宅が半壊以上の損害を受けた場合	大規模半壊	10分の10
	半壊	10分の5
児童の保護者が死亡または著しい障害を受けた場合	死亡した場合	10分の10
	障害者となった場合	10分の9

■保育所保育料・放課後児童クラブ保育料の申請状況

項目	件数	事業費
保育所保育料	70	13,856 千円
放課後児童クラブ保育料	15	422 千円

大崎市資料 平成 24 年 3 月 31 日現在

2 市立幼稚園保育料の減免，私立幼稚園就園奨励費補助

東日本大震災で被害を受けた保護者の経済的負担を減らすため，市立幼稚園・私立幼稚園の入園料および保育料の一部減免・補助を行った。平成 23 年度の市立幼稚園保育料の減免は 64 件，私立幼稚園就園奨励費補助が 871 件であった。

■減免額および補助額

市立幼稚園保育料の減免	就園している園児の人数などにより 20,000 円～63,000 円
私立幼稚園就園奨励費補助	就園している園児の人数などにより 46,800 円～限度額以内

■市立幼稚園保育料の減免，私立幼稚園就園奨励費補助の交付状況

項目	件数	事業費
市立幼稚園保育料の減免	64	1,814 千円
私立幼稚園就園奨励費補助	871	89,387 千円

大崎市資料 平成 24 年 3 月 31 日現在

## 4-6 税金・保険料・水道料金

### 1 市県民税・国民健康保険税・介護保険料

東日本大震災で被害を受けた人の市県民税・国民健康保険税・介護保険料は、災害発生日以降に納期が到来する平成22年度および平成23年度分を免除した。また国民健康保険税・介護保険料については、平成24年度9月分まで免除した。

#### ■減免割合

対象者	区分	減免割合	
東日本大震災で、納税義務者が死亡した場合、生活保護を受けることとなった場合、障害者となった場合	納税義務者が死亡したとき	全部	
	納税義務者が生活保護法に基づく生活扶助を受けることとなったとき	全部	
	納税義務者が地方税法に規定する障害者となったとき	10分の9	
対象者	平成22年中の合計所得金額	減免割合	
		住宅が半壊	住宅が大規模半壊・全壊
平成22年中の所得が1,000万円以下で、居住する家屋が半壊以上の損害を受けた人	500万円以下であるとき	2分の1	全部
	750万円以下であるとき	4分の1	2分の1
	750万円を超えるとき	8分の1	4分の1

#### ■市県民税・国民健康保険税・介護保険料の減免状況

項目	件数	金額
市県民税	3,393	99,831千円
国民健康保険税	3,930	286,345千円
介護保険料	5,875	122,621千円

大崎市資料 平成25年11月1日現在

## 2 固定資産税・都市計画税

東日本大震災で被害を受けた人の固定資産税・都市計画税を以下の減免割合に応じて免除した。

### ■土地の減免割合

損害の程度	減免割合
被害面積が当該面積の10分の8以上であるとき	全部
被害面積が当該面積の10分の6以上10分の8未満であるとき	10分の8
被害面積が当該面積の10分の4以上10分の6未満であるとき	10分の6
被害面積が当該面積の10分の2以上10分の4未満であるとき	10分の4

### ■家屋の減免割合

損害の程度	減免割合
壊又は大規模半壊	減免割合
半壊	10分の5

### ■償却資産の減免割合

損害の程度	減免割合
価格が10分の10の価値を減じたとき	全部
価格が10分の6以上10分の10未満の価値を減じたとき	10分の8
価格が10分の4以上10分の6未満の価値を減じたとき	10分の6
価格が10分の2以上10分の4未満の価値を減じたとき	10分の4

### ■固定資産税（都市計画税含む）の減免状況

項目	件数	金額
土地	1,135	54,023 千円
家屋	5,837	74,326 千円
償却資産	773	2,408 千円

大崎市資料 平成25年11月1日現在

### 3 後期高齢者医療保険料の減免

後期高齢者医療保険料は、東日本大震災により住家に被害を受け、り災証明書により半壊以上の判定を受けた人を対象として、平成23年3月分、平成23年度および平成24年度9月分までを減免した。

#### ■減免割合

損害の程度	減免割合
全壊	全部
半壊・大規模半壊	2分の1

#### ■後期高齢者医療保険料の減免状況

件数	金額
3,766 件	63,922 千円

大崎市資料 平成25年11月1日現在

### 4 国民年金保険料の減免

東日本大震災により、住宅、家財、その他の財産について、おおむね2分の1以上の損害を受けた場合、本人の申請に基づき、国民年金保険料が全額免除となった。平成23年3月31日から平成24年7月2日の期間の受付件数は452件であった。

#### ■国民年金保険料の免除の申請状況

件数
452 件

大崎市資料 平成25年11月1日現在

### 5 水道使用量・公共下水道使用料等の減免

水道の平成23年4月分の基本料金と給水装置破損等による漏水分の水道料金について減免した。

#### ■減免内容

① 平成23年4月分（使用期間：3月の検針日から4月の検針日まで）の基本料金はすべて減免
② 地震による給水装置破損の漏水があった場合は、申請により使用量を過去3カ月の平均使用量で算定し、差額を減免
③ 住宅等の破損で水道が使用できなかった場合は、申請により減免

## ■水道料金・公共下水道使用料等の減免の申請状況

件数	金額	備考
42,541 件	90,408 千円	基本料金の減免（平成 23 年 4 月分）
690 件	23,256 千円	水道料金の減免（給水装置破損等による漏水分）

大崎市資料 平成 25 年 11 月 1 日現在

## ■公共下水道使用料等の減免内容

① 平成 23 年 4 月分（使用期間：3 月の検針日から 4 月の検針日まで）の基本使用料はすべて減免
② 家屋の倒壊等によりで下水道が使用できなかった場合は、申請により 4 月分従量使用料を減免
③ 地震による給水装置破損の漏水があった場合は、申請により使用量を過去 3 カ月の平均使用量で算定し、差額を減免

## ■公共下水道使用料等の減免状況

件数	金額
19,110 件	38,978 千円

大崎市資料 平成 25 年 11 月 1 日現在

# 4-7 勤労者・事業者支援

## 1 東日本大震災復興特別貸付

東日本大震災の発生を受けて創設された制度である。直接的・間接的な被害を受けた中小企業者や風評被害などによる影響を受けた中小企業者へ融資を行った。平成 23 年 5 月 23 日から平成 25 年 11 月 1 日の期間の受付件数は 899 件であった。

## ■対象者

対象者	
1	地震・津波等により直接被害を受けた中小企業者
2	1 の事業者等の事業活動に相当程度依存している中小企業者
3	その他震災の影響により、業況が悪化している中小企業者



## ■融資の内容

対象者	貸付限度額	据置期間	償還期間（据置期間以内）		利率
			設備資金	運転資金	
1	3億円	5年以内	20年以内	15年以内	基準利率より0.5%引き下げ、融資後3年間は、1億円（国民事業は3千万円）まで1.4%引き下げ
2	3億円	3年以内	15年以内	15年以内	基準利率より0.5%引き下げ、融資後3年間は、3千万円まで1.4%引き下げ
3	7億2千万円	3年以内	15年以内	8年以内	基準利率より0.5%引き下げ

※貸付限度額：日本公庫 国民事業は6000万円

## ■東日本大震災復興特別貸付の申請状況

件数	金額
3,766件	63,922千円

大崎市資料 平成25年11月1日現在

## 2 東日本大震災中小企業災害復旧融資利子補給

大崎市に本社または主たる事業所を有し、東日本大震災によって被害を受け、①宮城県災害復旧対策資金②みやぎ中小企業復興特別資金③災害復旧貸付④東日本大震災復興特別貸付⑤マル経融資・震災対応特枠のいずれかの災害融資を受けた市内の中小企業の復興支援を図るため、大崎市が利子補給を行った。平成23年7月1日から平成25年11月1日の期間の受付件数は698件であった。

## ■助成の内容

利子補給率	上限1%（国、県の補給額を除く）
利子補給期間	資金を借り入れした日から5年間
限度額	1企業3千万円

## ■東日本大震災中小企業災害復旧融資利子補給の申請状況

件数	補給額
698件	162,752千円

大崎市資料 平成25年11月1日現在

### 3 大崎市中小企業振興資金

中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小規模の企業者で、要件1～5をすべて満たす人へ資金を融資した。平成23年3月11日から平成25年11月1日の期間の受付件数は548件であった。

#### ■要件

1	市内に店舗，工場または事業所を有し引き続き同一の事業を営んでいる人
2	市税の納税義務者で，税に滞納がなく，あつせんする資金の返済が可能と認められる人
3	事業の内容が堅実で，社会的に信用があると認められる人
4	信用保証協会の代位弁済や金融機関の取引停止を受けていない人
5	大崎市小規模企業小口資金の融資を受けていない人

#### ■融資の内容

貸付限度額	2千万円（運転資金，設備資金）
貸付利率	1年以内年1.8%，1年超年2.2%
償還期間	運転資金は7年以内（据置1年以内含む） 設備資金は10年以内（据置1年以内含む）
信用保証	平成24年3月31日まで市が全額負担

#### ■大崎市中小企業振興資金の申請状況

件数	事業費
548件	3,859,823千円

大崎市資料 平成25年11月1日現在

## 4-8 農業支援

### 1 農業生産復興のための無利子の貸付

最長18年間の無利子措置、償還期限の延長や貸付限度額の引き上げなど、返済負担を大幅に軽減した。

#### ■融資の内容

資金名	貸付限度額	利率	償還		主な用途
			据置期間	償還期間	
農林漁業セーフティネット資金	年間経費または1200万円	無利子	6	13	災害復旧の中長期の運転資金
農林漁業施設資金（災害復旧）	負担額の100%（最大1200万円）	無利子	6	18	施設等の修理
スーパーL資金	個人1億5千万円 法人5億円	18年まで無利子	13	28	長期運転資金施設資金
農業近代化資金	個人1800万円 法人2億円	無利子	10	18	長期運転資金
農業災害対策資金	1号資金 個人300万円 法人等500万円 3号資金 1,000万円	無利子	1	7	減収や経営再建のための運転資金
大崎市農畜産物放射能被害対策支援資金	個人 250万円	無利子	2	7	運転資金

#### ■農業生産復興のための無利子の貸付

件数	事業費
281件	2,127,520千円

大崎市資料 平成25年4月1日現在

### 2 農地等災害復旧事業の支援

東日本大震災によって個人の農地・農業用施設等が亀裂、陥没、崩落などの被害を受けた場合、申請に基づいて市が災害復旧を行った。

#### ■対象者および支援条件

対象者	農地等を所有または管理している個人
支援条件	工事費のおおむね10%の範囲で申請者（受益者）の負担金が必要

■農地等災害復旧事業の支援の申請状況

件数	事業費
878 件	292,259 千円

大崎市資料 平成 25 年 11 月 1 日現在

3 宮城県畜産経営復興総合支援事業

東日本大震災により畜産経営の再建のために行う施設の整備及び改修経費・家畜導入経費等、被害を受けた農家および法人に交付した。

■交付要件および交付額

事業名	交付要件	交付額
畜舎等施設整備支援対策事業	復旧に必要な経費から保険金などで補てんされた金額を控除した額に補助率を乗じた額を交付 (補助率3分の1以内)	【施設整備】 肉用繁殖牛 463 千円/頭 肉用肥育牛 360 千円/頭 鶏 2 千円/頭 を下限とし、3,000 万円以下 【施設改修】 30 万円以上 1,500 万円未満
経営再建家畜導入支援対策事業	復旧に必要な経費から保険金などで補てんされた金額を控除した額に補助率を乗じた額を交付 (補助率2分の1以内)	死亡した飼養頭羽数に下記1頭あたり上限額を乗じた額 肉用牛 550 千円/頭 採卵鶏 957 円/羽 ブロイラー 78 円/羽 とし、2,000 万円以下

■宮城県畜産経営復興総合支援の申請状況

件数	事業費
38 件	192,076 千円

大崎市資料 平成 25 年 3 月 31 日現在

4 大崎市畜産・園芸用施設等災害復旧事業

東日本大震災により畜舎・飼料庫・鶏舎及びこれらの施設に付帯する設備、パイプハウス、鉄骨ハウスなどこれら園芸施設に付帯しうる設備に被害を受けた農家および法人に交付した。

## ■ 交付要件および交付額

交付要件	復旧に必要な経費から保険金などで補てんされた金額を控除した額が30万円以上の場合に交付（補助率3分の1以内）
交付額	10万円以上 300万円以下

## ■ 大崎市畜産・園芸用施設等災害復旧事業の申請状況

件数	事業費
45件	180,072千円

大崎市資料 平成25年3月31日現在

## 5 東日本大震災農業生産対策交付金事業

東日本大震災により被災した農業・畜産業用施設や機械、営農用資材などの復旧を行い、農業生産の復興を支援するために交付した。

### ■ 支援内容

支援内容	事業内容
土地利用型作物（稲・麦・大豆・そば等）の生産再開支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○トラクターやコンバインなど共同利用機械のリース導入</li> <li>○乾燥調製施設など共同利用施設の改修や再編</li> <li>○肥料・農薬・育苗用資材の再調達</li> <li>○放射能低減対策</li> </ul>
園芸作物（野菜・果樹・花き）の生産再開支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○野菜育苗施設等の共同利用施設の改修・再編</li> <li>○パイプハウスのパイプ・ビニール、肥料・農薬等の生産資材の導入</li> <li>○果樹の植栽に必要な苗木・肥料・農薬・果樹棚等資材の導入</li> </ul>
畜産経営の再開支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○畜産施設・機械の復旧</li> <li>○共同畜産施設の改修・再編</li> <li>○共同畜産機械のリース導入</li> </ul>
飼料生産の再開支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○飼料播種機、収穫機など機械のリース導入</li> <li>○バンカーサイロ、飼料保管庫など施設の改修・再編</li> <li>○放牧地や牧柵など放牧関連施設の修理・再編</li> </ul>

## ■ 東日本大震災農業生産対策交付金事業の申請状況

件数	事業費
15件	145,475千円

大崎市資料 平成25年3月31日現在

## 4-9 その他支援

### 1 宮城県短期避難者宿泊プラン

東日本大震災で住家が半壊以上の被害を受け、大崎市内の自宅などで避難生活を続けている人を対象に、2泊3日の滞在に健康面で対応可能なことを要件とし、鳴子温泉地域の旅館やホテルなどで2泊3日の短期避難支援を実施した。

#### ■宮城県短期避難者宿泊プランの申請状況

実人員	事業費
785名	10,706千円

大崎市資料 平成23年8月25日現在

### 2 避難所（地区集会所）復旧事業（震災対応分）

被災した地区集会所の復旧に対して、既存の「大崎市集会所整備事業補助金」の補助率を嵩上げするとともに、補助限度額を引き上げ、早期の復旧支援を実施した。

#### ■避難所（地区集会所）復旧事業（震災対応分）の交付状況

件数	事業費
18件	40,671千円

大崎市資料 平成25年3月31日現在

### 3 避難所（地区集会所）整備事業

地域コミュニティの中で高齢者等も安心して利用できる身近な避難所の整備として、地区集会所の避難所機能としての設備整備に対する補助支援を実施した。

#### ■避難所（地区集会所）整備事業の交付状況

件数	事業費
173件	16,856千円

大崎市資料 平成25年3月31日現在

## 4 日赤家電セットの寄贈

この事業は、海外の赤十字社から寄せられた海外救援金を財源として実施され、日本赤十字社が生活家電セット（洗濯機、冷蔵庫、テレビ、炊飯器、電子レンジ、電気ポット）を東日本大震災で被災し公営住宅に入居した世帯に寄贈する事業である。

大崎市においては、応急仮設住宅及び避難住宅に入居する際に、給付を希望した442世帯に寄贈された。

### ■応急仮設住宅 大崎市受付状況

(世帯)

項目	大崎市内被災者	大崎市外被災者			合計
		県内	県外	小計	
入居世帯者数	303	101	39	140	443
家電セット申請件数	302	101	39	140	442

大崎市資料 平成25年11月1日現在

